

# スポーツ・コミュニティプラザについて

## (1) 設置目的

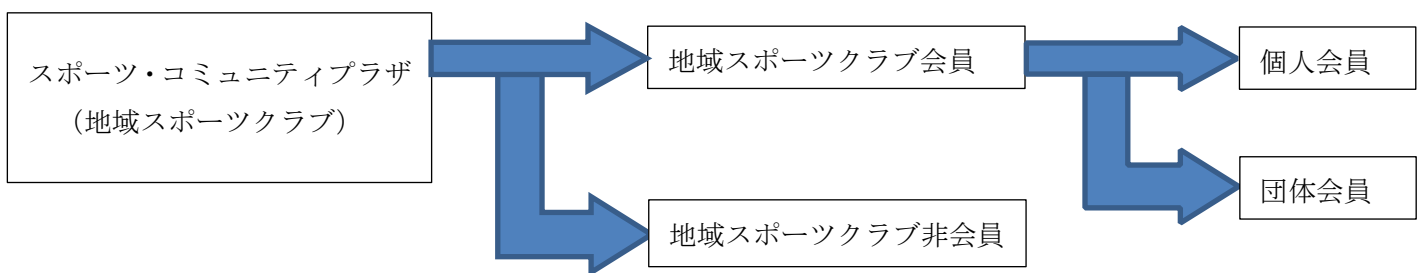
スポーツ・コミュニティプラザは、だれもが参加する健康づくり最先進区を目指して、身近な場所で気軽にスポーツ、健康づくりに取り組める場所として設置をすることとしております。既に中部スポーツ・コミュニティプラザ及び南部スポーツ・コミュニティプラザが開設しております。

スポーツ・コミュニティプラザは、スポーツを通じた地域の交流拠点であり、また、区民等を構成員として、区民のスポーツに関するニーズの把握やスポーツ・コミュニティプラザにおける事業の講師の発掘など、スポーツ・コミュニティプラザを拠点として、地域スポーツの推進を担う地域スポーツクラブの活動拠点です。

## (2) 地域スポーツクラブについて

### ① 会員制度

地域スポーツクラブは会員制度を導入しております。会員になることで、施設使用料を会員料金で使用できます。非会員の方も施設をご利用いただけます。



### ② 地域スポーツクラブ運営委員会の設置

- ・中部及び南部スポーツ・コミュニティプラザにそれぞれ設置されており、地域の関係団体の方により構成されています。
- ・地域スポーツクラブ事業計画案の策定に係る意見の陳述、事業の周知、会員の地域スポーツクラブへの参加促進等の役割を担います。

### ③ 地域スポーツクラブ事業（教室・講座等）の実施

- ・鷺宮体育館で実施していた事業は、地域の皆さまに広く参加していただいているため、概ね変更はしない予定ですが、利用者の方々のニーズ等を勘案して変更する可能性もあります。また、地域スポーツクラブ会員以外の方でも教室や講座にご参加いただけます。
- ・4月の教室・講座のお申込みは、2月1日から、往復はがきにより開始します。教室・講座の詳細につきましては、決まり次第、折り込みチラシや生涯学習情報紙「ないせす」でお知らせいたします。

### ④ 地域スポーツクラブ公認クラブの設立

- ・地域スポーツクラブの活性化のために中部及び南部スポーツ・コミュニティプラザにも各3団体ずつ設立されています。鷺宮スポーツ・コミュニティプラザにおいても公募により選定をする予定ですが、スケジュール等詳細は未定のため、今後お知らせします。